

乙第1号議案から
乙第22号議案まで

令和3年第10回沖縄県議会(定例会)議案 (その3)

令和3年11月25日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例	1
乙第2号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	3
乙第3号議案	沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例	8
乙第4号議案	沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	9
乙第5号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
乙第6号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	14
乙第7号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	17
乙第8号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	18
乙第9号議案	訴えの提起について	19
乙第10号議案	離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について	21
乙第11号議案	損害賠償請求事件の和解等について	23
乙第12号議案	損害賠償の額の決定について	26
乙第13号議案	指定管理者の指定について	28
乙第14号議案	指定管理者の指定について	29
乙第15号議案	指定管理者の指定について	30
乙第16号議案	指定管理者の指定について	31
乙第17号議案	指定管理者の指定について	32
乙第18号議案	指定管理者の指定について	33
乙第19号議案	当せん金付証票の発売について	34
乙第20号議案	公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について	35

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第21号議案	公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて	36
乙第22号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	38

乙第1号議案

沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等又は職員」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等又は職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等又は職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等又は職員 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公営企業の管理者又は病院事業の管理者 2

エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 1

- (2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害を賠償する責任について適用する。

令和3年11月25日提出

理 由

地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から一定の額を控除して得た額について免れさせる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第2号議案

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「加えた額、」の次に「同法第6条の3第1項に規定する」を加え、「同法第6条の3第7項」を「同条第7項」に改める。

別表第3長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中「第3項」を「第5項」に、「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたもの及びあらかじめ同項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「59,000円」を「68,000円」に、「87,000円」を「99,000円」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「137,000円」を「157,000円」に、「201,000円」を「230,000円」に、「216,000円」を「247,000円」に、「319,000円」を「364,000円」に、「429,000円」を「488,000円」に、「634,000円」を「722,000円」に、「764,000円」を「876,000円」に、「1,132,000円」を「1,298,000円」に、「1,310,000円」を「1,511,000円」に、「1,944,000円」を「2,241,000円」に、「2,431,000円」を「2,805,000円」に、「3,607,000円」を「4,161,000円」に、「3,487,000円」を「4,028,000円」に、「5,173,000円」を「5,976,000円」に、「4,285,000円」を「4,949,000円」に、「6,357,000円」を「7,343,000円」に改め、同表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「確認書を添えた長期優良

住宅建築等計画の認定申請手数料」に、「第3項」を「第5項」に、「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「8,000円」を「15,000円」に、「11,000円」を「21,000円」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「16,000円」を「25,000円」に、「21,000円」を「36,000円」に、「27,000円」を「39,000円」に、「36,000円」を「56,000円」に、「41,000円」を「62,000円」に、「54,000円」を「92,000円」に、「74,000円」を「98,000円」に、「99,000円」を「145,000円」に、「127,000円」を「147,000円」に、「169,000円」を「219,000円」に、「218,000円」を「248,000円」に、「287,000円」を「370,000円」に、「284,000円」を「313,000円」に、「370,000円」を「468,000円」に、「322,000円」を「355,000円」に、「413,000円」を「531,000円」に改め、同表登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」に、「あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く）」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はその写しを添えたものに限る）」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」及び「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「50,000円」を「25,000

円」に、「79,000円」を「39,000円」に、「148,000円」を「62,000円」に、「253,000円」を「98,000円」に、「389,000円」を「147,000円」に、「706,000円」を「248,000円」に、「962,000円」を「313,000円」に、「1,164,000円」を「355,000円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたもの及びあらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「29,000円」を「34,000円」に、「43,000円」を「49,500円」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に、「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「4,000円」を「7,500円」に、「5,000円」を「10,500円」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同表登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に、「あらかじめ住宅性能

評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く）を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はその写しを添えたものに限る）」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同表譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の項中「4,000円」を「5,000円」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項中「あらかじめ」の次に「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（「加えた額、」の次に「同法第6条の3第1項に規定する」を加える部分及び「同法第6条の3第7項」を「同条第7項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の規定を整理するとともに、額の適正化を図る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の定めるところにより県が設立する地方独立行政法人に係る同法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償の最低責任限度額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

沖繩県道路占用料徴収条例及び沖繩県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

(沖繩県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 沖繩県道路占用料徴収条例（昭和47年沖繩県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの	長さ1 メートルに つき1年	9	4	3	2	2
			その他の もの		31	13	9	8	7
		道路の構造又 は交通の状況 を表示する標 示柱その他の 柱類	1本に つき1 年	2,400	1,000	730	610	540	
	その他の もの		上空に設 けるもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,500	650	460	380	340
			地下に設 ける		920	390	270	230	200

		もの					
	その他のもの		3,100	1,300	910	760	680

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改め、同表中

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

を

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額						

に

	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

改める。

(沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。
この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第41号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路法及び関係政令の一部改正を踏まえ、自動運行補助施設等を設置する場合の道路の占有許可に係る占有料の徴収根拠を定めるとともに、県道を新設し、又は改築する場合における歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第5号議案

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

産科医療補償制度の見直しが行われ、当該制度の掛金が改定されたことに伴い、分べん介助料の額に1児につき加算する額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第8銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許

可に関する事務の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、

銃砲刀剣類所持許可申請手

国際競技に参加する外国人
銃砲刀剣類所持許可申請手数料

数料	10,500円（2件目以降の申請は、6,700円）
に対する銃料	3,900円（2件目以降の申請は、1,800円）

を

クロスボウ所持許可併記申請手数料	6,800 の申請
国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900 の申請
その他の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	10,500 の申請

円（2件目以降は、4,300円）

円（2件目以降は、1,800円）

に、

円（2件目以降は、6,700円）

		新たな許可証の 交付を伴わない 場合	6,800円（2件目以降の 申請及び併記を行う場 合は、4,400円）	を
--	--	--------------------------	---	---

		新たな許可証の 交付を伴わない 場合	6,800円（2件目以降の 申請及び併記を行う場 合は、4,400円）	に
	クロスボウ所持許可 更新申請手数料	新たな許可証の 交付を伴う場合	7,200円（2件目以降の 申請及び併記を行う場 合は、4,800円）	
		新たな許可証の 交付を伴わない 場合	6,800円（2件目以降の 申請及び併記を行う場 合は、4,400円）	

改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項及び第2項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務の項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持 等取締法第5条 の3の2第1項 及び第2項の規 定に基づくクロ スボウの取扱い に関する講習会 の開催に関する 事務	クロスボウの取扱い に関する講習会の受 講手数料	経験者に対する 講習	3,000円
		初心者に対する 講習	6,900円

別表第8に次のように加える。

銃砲刀剣類所持 等取締法第9条 の16第1項の規 定に基づく射撃 練習を行う資格	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円（2件目以降の 申請は、5,600円）
--	------------------	------------------------------

の認定に関する 事務	
---------------	--

別表第13中「第18条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたことに伴い、クロスボウの所持の許可に関する事務について手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和2年第7回沖縄県議会（定例会）で乙第10号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,084,600,000円」を「1,201,750,000円」に変更する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第8号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和2年第7回沖縄県議会（定例会）で乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,120,768,000円」を「1,126,466,000円」に変更する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第9号議案

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 事件の概要 沖縄県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場（以下「本件建物」という。）を県の許可なく不法に占有している者に対して、本件建物を明け渡すよう求めてきたが、その者がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 うるま市勝連南風原5192-36 27号棟

日本電源開発製造株式会社

4 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、本件建物を明け渡せ。

(2) 被告は、原告に対し、原状回復期限の翌日から本件建物の明渡しの日まで、1月当たり550,000円の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針

(1) 本件建物内の物品の所有者が被告以外の者であることが判明した場合は、当事者を追加又は変更するものとする。

(2) 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第10号議案

離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について

離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 件 名 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用の件
- 2 当事者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
浦添市城間四丁目35番1号 西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長
古江健太郎
- 3 和解内容 別紙のとおり

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用について和解をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 浦添市城間四丁目35番1号 西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江
健太郎

上記当事者間において、平成30年7月3日に沖縄島と多良間島との間で発生した離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、乙に対し、乙が甲に負担を求めている金60,907,680円のうち、本件和解金として金30,453,840円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、乙に対し、前項の和解金を沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。
- 3 乙は、その余の請求を放棄する。
- 4 甲と乙は、甲と乙の間には、本件に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 本件和解に要した費用は、各自の負担とする。

損害賠償請求事件の和解等について

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事件名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成31年（ワ）第269号）

2 和解当事者 原告

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県

3 損害賠償額 4,500,000円

4 和解内容 別紙のとおり

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

和解当事者

原告

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告沖縄県は、原告に対し、本件和解金として4,500,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告[]は、原告に対し、本件に関し陳謝し、前項の本件和解金のうち1,500,000円について、自ら支払義務があることを認める。
- 3 被告[]は、原告に対し、前項の金員を、令和4年2月28日限り、原告の指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告[]の負担とする。
- 4 被告沖縄県は、原告に対し、第1項の金員から前項による被告[]の既払金を控除した残金を、令和4年3月31日限り、原告の指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告沖縄県の負担とする。
- 5 被告[]は、第3項の原告に対する金員の支払を怠ったため、被告沖縄県が、前項により3,000,000円を超える本件和解金を原告に支払うこととなったときは、被告沖縄県に対し、被告沖縄県が原告に支払った金額と3,000,000円との差額及びこれに対する令和4年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を直ちに支払う。
- 6 被告沖縄県は、被告[]が原告に対し第2項の金員を支払ったため、被告沖縄県の第4項による原告に対する本件和解金の支払が3,000,000円をもって足りたときは、当該3,000,000円の支払について、被告[]に対し、求償権を行使しない。
- 7 原告及び被告沖縄県は、被告沖縄県が本件が発生したことを受けて、パワーハ

ラスメントを含めた各種ハラスメント発生防止対策を平成28年6月15日付け沖監第2805号、平成28年8月16日付け沖監第3628号、平成29年3月30日付け沖監第1840号・平成29年3月30日付け総第655号、平成30年12月27日付け沖例規監第1号、平成30年12月27日付け沖監第4629号及び令和2年6月4日付け沖監第1879号に記載のとおり順次実施していることを相互に確認し、被告沖縄県は、今後、各種ハラスメントによる被害が発生しないよう真摯に努力する。

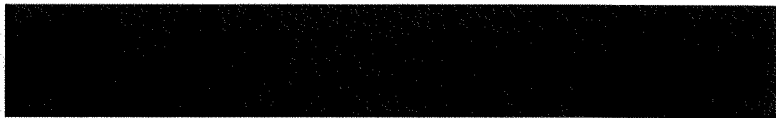
8 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。

9 原告と被告らは、被告■■■■■の本件行為に関し、原告と被告らとの間及び被告ら相互の間には、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

10 訴訟費用は各自の負担とする。

損害賠償の額の決定について

医療事故に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、胸腔鏡下胸骨挙上術の際に右心房を損傷させたため行った手術により胸部に線状痕を残した医療事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者

損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 事故発生年月日 平成29年11月14日
- 4 事故発生場所 南風原町字新川118番地1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- 5 損害賠償額 6,500,000円

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 おきなわ工芸の杜
- 2 指定管理者となる団体 おきなわ工芸の杜共同企業体
代表者 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内 株式会社
沖繩TLO
那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖繩ダイケン
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月25日提出

沖繩県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄バイオ産業振興センター
- 2 指定管理者となる団体 バイオ産業振興センター運営共同体
代表者 うるま市字州崎7番地7 一般社団法人トロピカルテクノ
ラス
那覇市久米2丁目16番25号 ヤシマ工業株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 金武湾港宇堅海浜公園
- 2 指定管理者となる団体 うるま市石川東恩納62番地ユタカアパート1F
株式会社丸将
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 中城湾港安座真海浜公園
- 2 指定管理者となる団体 安座真海浜公園運営企業体
代表者 沖縄市比屋根二丁目15番2号 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社
南城市知念字久手堅676番地 合資会社知念海洋レジャーセンター
那覇市山下町3番24号 株式会社JALJTAセールス
沖縄市松本二丁目30番1号 特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第18号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

当せん金付証券の発売について

令和4年度において、次のように当せん金付証券を発売するものとする。

発売限度額 16,000,000,000円

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和4年度において本県が発売する当せん金付証券の発売限度額については、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について

公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部を次のとおり変更するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条の規定により議会の議決を求める。

公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部を次のように変更する。

別表第2中「3,141.93」を「3,136.67」に改める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部を変更するためには、地方独立行政法人法第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第18条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 土地

所在地	地目	地積 (㎡)	価額 (円)	権利の種類
那覇市与儀1丁目196番	宅地	15,850.26	3,582,000,000	所有権
合 計		15,850.26	3,582,000,000	

2 建物

名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)	価額 (円)	権利の種類
校舎	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根地下1階付4階建	8,229.61	506,300,000	所有権
研究・福利棟	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき地下1階付3階建	3,136.67	257,300,000	
体育館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建	1,285.41	109,000,000	

附属図書館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき2階建	2,878.00	295,000,000
ポンプ室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建	21.84	5,800,000
ガスメーター室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	4.20	380,000
合 計			15,555.73	1,173,780,000

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めるには、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 比 嘉 佳 代

生年月日 [REDACTED]

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会委員1人が令和3年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

